

尾北民商の第65回定期総会を行います！

時 5月30日(日)9:30~11:00 予定

場所 すいとびあ江南 2階 研修室にて

上記の通りに尾北民商第65回定期総会を行います。

今回の総会はコロナ禍が収まらない中、議員定数を削減し、規模を縮小します。

総会への参加を希望する人はあらかじめ支部の代議員として登録することが必要です。

私たちの運動に確信を持ち、道理ある要求で理不尽な政治を変えるため、尾北民商の第65回定期総会を成功させましょう。



2021年
5月24日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

月次支援金が創設されます！ 申請受付は6月予定！

4月以降、まん延防止・緊急事態措置に伴う飲食店の休業や時短営業・外出自粛などの影響で、今年の月間売り上げが19年または20年と比べて半分以下になった業者は、個人上限10万円、法人上限20万円の月次支援金を受けられる可能性があります。

なお、1月~3月は一時支援金（申し込み〆切5月31日）の対象となります。

申請法は一時支援金とほぼ同じで、登録確認機関で形式審査を受ける必要があります。

この支援金は条件を満たすなら2回目以降も申請できます。その月ごとに申請しなければなりません。一時支援金をすでに受けている人、月次支援金の2回目以降の申請となる人は、必要書類が大幅に簡略化されます。



申請は6月からの見込みです。

今年はコロナ以前と比べて半分以下の売上の月があるという人は、一度民商にご相談ください。

また5月18日には、愛知県から中小企業等応援金の発表がありました。

まん延防止・緊急事態措置による休業や時短営業の飲食店と取引している・自粛による直接的な影響を受けた事での売上減が対象です。

法人40万円、個人20万円が上限の一般枠と、法人20万円、個人10万円が上限の酒類販売業者枠があります。実際の申請手順や他交付金との併給の可否などについては、くわしく判り次第お伝えしていきます。

消費税引き下げ宣伝行動！ 45分で署名40人！

消費税5%減税・廃止のための宣伝行動を、消費税をなくす会との合同で行ないました。

5月14日(金)16:00からピアゴ江南布袋店の前で、横断幕を広げてのスタンディングやチラシの配布と併せて、通行人の皆さんに署名をお願いしました。

今年も暑くなり始めたと感じる日でしたが、「あんな達みたいの人に頑張って欲しい」と言ってくれた人や、「こんなことで何も変わらない」と言われたので国民の声を国会に届ける手段だとお願いしたところ「下がって欲しいは欲しいから一応書いておく」と署名してくれた人もいました。

宣伝行動は午前に行うことが多く午後の行動は久しぶりでしたが、7人で45分間呼びかけた結果、40人分の署名が集まりました。

尾北民商は小規模事業者ほど負担の重い消費税の減税・廃止と、年売上1千万円以下の免税業者に自主納税か商取引からの排除かを強要するインボイス制度の廃止を求めて運動しています。



**消費税は赤字でも
生活費を削って
納めさせる税です！**